

平成 28 年 2 月 10 日

各 位

上場会社名 株 式 会 社 ア マ ガ サ
(J A S D A Q ・ コード 3 0 7 0)
本社所在地 東京都台東区浅草六丁目 36 番 2 号
代 表 者 代表取締役社長 天笠 竜蔵
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 鈴木 親
電 話 番 号 (03) 3871-0111 (代表)
(URL <http://www.amagasa-co.com/>)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 4 月 27 日開催予定の第 26 回定時株主総会において、定款変更議案を付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款第 29 条(損害賠償責任の一部免除)第 2 項の一部を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 28 年 4 月 27 日 (予定)
定款変更の効力発生予定日	平成 28 年 4 月 27 日 (予定)

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>社外取締役及び社外監査役との間に</u>、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役との間に</u>、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>